別表第二〇〇八・一九号を次のように改める。

二〇〇八・一九 その他のもの（混合したものを含む。）	
一　砂糖を加えたもの	
(一)　パルプ状のもの	三五％
(二)　その他のもの	
A　カシューナット及びその他の煎つたナット	二二・四％
B　その他のもの	二八％
二　その他のもの	
(一)　パルプ状のもの	
A　カシューナット（煎つたものを除く。）	一六％
B　その他のもの	二〇％
(二)　その他のもの	
A　アーモンド（煎つたものに限る。）及びマカダミアナット（煎つたものを除く。）	八％
B　マカダミアナット（煎つたものに限る。）及びペカン（煎つたものに限る。）	五％
C　ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）、カシューナット及びぎんなん	一二・八％
D　その他のもの	
(a)　煎つたもの	六％
(b)　その他のもの	一二・八％

を

二〇〇八・九二 混合したもの	
一　ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	一一・二％
二　その他のもの	
(一)　砂糖を加えたもの	
A　パルプ状のもの	三五％
B　その他のもの	二八％
(二)　その他のもの	
A　パルプ状のもの	二五％
B　その他のもの	二〇％

に改め、同表第二〇〇八・九七の項中「さといも」の下に「（コロカシア属のもの）」を加える。

二〇〇八・九七 混合したもの	
一　ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	一一・二％
二　その他のもの	
(一)　砂糖を加えたもの	
A　パルプ状のもの	三五％
B　その他のもの	二八％
(二)　その他のもの	
A　パルプ状のもの	二五％
B　その他のもの	二〇％

を

二〇〇八・九三 クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）	
一　砂糖を加えたもの	
(一)　パルプ状のもの	三五％
(二)　その他のもの	一八・四％
二　その他のもの	
(一)　パルプ状のもの	二五％
(二)　その他のもの	二〇％

別表第二〇・〇八項中

二〇〇八・九二 混合したもの	
一　ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	一一・二％
二　その他のもの	
(一)　砂糖を加えたもの	
A　パルプ状のもの	三五％
B　その他のもの	二八％
(二)　その他のもの	
A　パルプ状のもの	二五％
B　その他のもの	二〇％

を

二〇〇八・九三 クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）	
一　砂糖を加えたもの	
(一)　パルプ状のもの	三五％
(二)　その他のもの	一八・四％
二　その他のもの	
(一)　パルプ状のもの	二五％
(二)　その他のもの	二〇％

別表第二〇・〇九項中

二〇〇九・八〇 その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）	
一　果汁	
(一)　砂糖を加えたもの	
A　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二七％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
B　その他のもの	三五％
(二)　その他のもの	
A　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二二・五％
B　その他のもの	三〇％
二　野菜ジュース	
(一)　砂糖を加えたもの	一〇・八％
(二)　その他のもの	九・六％

を

二〇〇九・八一 クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）ジュース	